



2022年5月27日

各 位

会 社 名 東 急 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 高 橋 和 夫
(コード番号 9005 東証プライム市場)
問 合 せ 先 財 務 戦 略 室 主 計 グ ル ー プ
統 括 部 長 兼 連 結 I R 課 長
西 村 浩 彰
(TEL 03-3477-6168)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月27日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第153期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第11条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款の一部を変更いたします。
- (2) 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築を図るため、役付取締役に関する規定の一部を変更いたします。

2. 変更の内容

(下線は変更部分)

現 行	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</u> <u>第15条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	<削除>
<新設>	<u>(電子提供措置等)</u> <u>第15条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u>

<p>(会長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役)</p> <p>第25条 本会社には取締役会の決議により取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。</p> <p><新設></p>	<p>2 本会社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第25条 本会社には取締役会の決議により取締役会長1名、取締役社長1名<u>その他の役付取締役</u>若干名を置くことができる。</p> <p>(附則)</p> <p><u>1. 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
---	---

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月29日(予定)
定款変更の効力発生日 2022年6月29日(予定)

以 上